

# 夢教育 2 1 推進事業講師謝礼支払基準

令和 8 年 3 月 2 4 日

7 川教指第 2 4 5 5 号市長決裁

(目的)

第 1 条 この基準は、川崎市立小学校、中学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）が実施する夢教育 2 1 推進事業における外部講師（以下「講師」という。）に対する謝礼の支払基準を定めることを目的とする。

(講師の定義)

第 2 条 講師とは、学校が実施する夢教育 2 1 推進事業において講義・講演・授業及びその補助（以下「講義等」という。）を行う者をいう。

(謝礼の額)

第 3 条 講師に対する謝礼の時間単価の額は、別表に定める額とする。ただし、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定により消費税及び地方消費税が課されるときは、別表に定める額に消費税額及び地方消費税額を加えた額とする。

(特別基準)

第 4 条 別表に定める額では講義等を依頼することが著しく困難であると認められる場合、その都度、教育次長が、必要と認める額を定めることができる。

附 則

この基準は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表

項目	時間単価	講義等の内容
英語活動講師謝礼	3,000円	英語（外国語）活動等
音楽活動等講師謝礼	5,000円	リコーダー、ハーモニカ、 箏、三味線、太鼓等の楽器指 導、合唱指導、リトミック及 び演奏会等
伝統芸能講師謝礼		茶道、華道、書道、狂言、能 楽、水墨画、落語、日本舞踊 等
その他教科講師謝礼		理科実験、体育指導、プログ ラミング等
福祉教育講師謝礼		福祉教育
キャリア教育講師謝礼		キャリア教育
講師補助等謝礼		2,000円
地域人材講師謝礼	栽培活動、農業体験、朗読、 読み聞かせ、昔遊び、地域の 歴史・お囃子・獅子舞・踊 り、着付け等	
教員向け研修講師謝礼	10,000円	教員向け研修